

紙・紙加工産業取引ガイドラインの改訂のポイント

下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、「約束手形をはじめとする支払い条件の改善に向けた検討会」及び「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」に基づく紙・紙加工産業取引ガイドラインの改訂について

令和3年3月に下請中小企業振興法に基づく「振興基準」について下記の改正が行われたことから、国が業種別に策定する下請事業者と親事業者との間の下請適正取引のガイドラインである「紙・紙加工産業取引ガイドライン」への反映を行う。

また、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、令和2年7月に中小企業庁が設置した「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」による議論を経て、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」で設置された「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、約束手形から現金払や電子的決済手段（電子記録債権等）への移行を通じた約束手形の利用の廃止に向けた取組の方針を示し、令和3年3月には「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」の議論を取りまとめた報告書を公表したことから、「紙・紙加工産業取引ガイドライン」への反映を行う。

(1) 手形等の支払いサイトの短縮化及び割引料負担の改善と約束手形の5年後の利用の廃止

背景：手形等の支払いサイトの短縮に改善が見られるものの、十分には短縮されていない状況。また、下請け事業者が手形等を現金化する際に割引料のコストを負担するケースが多く、下請け事業者が手形を現金化したとき額面通り現金を受け取れない状況。

- 手形等の支払いは60日以内に努めること。
- 割引料等のコストについては、親事業者と下請け事業者が具体的に検討できるよう、下請け代金の額と分けて明示すること。
- 約束手形から現金払や電子的決済手段への以降を通じた約束手形の5年後の利用の廃止に向けて取り組むこと。

⇒ 「ガイドライン」(P24) 支払方法の留意点

(2) フリーランスとの取引

背景：フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグ・エコノミー（インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態）の拡大による高齢者雇

用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などに貢献することが期待されており、フリーランスとして安心して働ける環境整備が求められている。

- 下請事業者たるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）」を踏まえた適切な取引を行うこと。

⇒ 「ガイドライン」(P31) フリーランスとの取引に対する留意点

(3) 親事業者に対する協議を下請け事業者から申し出やすい環境の整備

背景：下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。

- 親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めること。
- 具体的には、年に1回価格交渉等の下請事業者による定期的な協議の申し出があった場合には、これに応じるものとする。

⇒ 「ガイドライン」(P31) 下請事業者が申し出しやすい環境の整備についての留意点

(4) 知的財産の取扱い

背景：知的財産に係る取引についても問題事例が指摘されており、依然として大企業と中小企業間における不適正な取引慣行が存在している。

- 取引適正化のため、「知的財産取引に関するガイドライン」に基づく取引の実施
- 同ガイドラインで示している「契約書ひな形」の活用

⇒ 「ガイドライン」(P31) 知的財産の取扱いについての留意点